

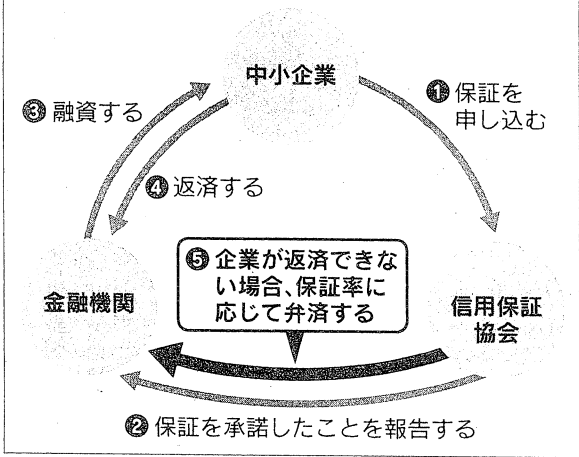
中小融資 保証見直し

企業の成長段階でメリハリ

ベンチャーは手厚く

経産省

保証率を5~8割程度にする案を検討



経済産業省は中小企業の融資が焦げ付いた場合に国などが肩代わりする信用保証制度を見直す。原則として債務の80%を保証しているが、創業から時間がたつて経営が安定した企業の保証率を引き下げる。保証率を5~8割程度に区分する方向だ。金融機関に厳密な査定を求める一方、ベンチャーなど成長企業の保証率を比較的手厚くして資金を借りやすくする。

制度の抜本見直しは、年内にも見直し案を全額保証から80%保証に固める。新たな制度は17移行した2007年以来、年度以降に適用したい考えになる。近く見直しを議論する作業部会を立ち上げる。信用保証制度は都道府

県などにある信用保証協会が中小企業から保証料を取り、融資が焦げ付いた場合に返済を肩代わりする仕組み。協会が原則8割を肩代わりし、残りは金融機関に負担を求めている。一部の業種については特例として協会が全額を保証する。

経産省は企業の成長段階に応じて保証率を5~8割程度に区分する案を検討する。

例えばベンチャーなど創業からまもない企業は保証率を8割程度と比較的手厚くする一方で、開業から時間がたつた企業は5~7割など段階的に引き下

在は230業種程度が対象だが、リーマン危機以前は土木建設など100業種以下だった。経産省は保証率や対象業種などの絞り込みを視野に検討を進める方針だ。

協会によると、14年度末時点で信用保証付きの融資残高は27・7兆円あり、約140万社が利用している。協会が肩代わりした金額は徴収した保証料を上回る状態が続いており、国が財政支援を実施している。

財務省も10日、「制度

への過度の依存は慎むべきだ」として、保証率の引き下げや全額保証の適用条件の見直しを提言した。ただ政府内には「急激に信用保証を縮小すれば、必要な資金を調達できなくなる中小企業が増える」との懸念を示す意見もある。